

8 消安第 3230 号

令和 8 年 9 月 2 日

食品安全委員会

委員長 祖父江 友孝 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、
下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴
委員会の意見を求めます。

記

動物用ワクチンの添加剤として鶏卵全卵粉末を使用すること。

